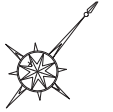
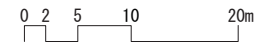


-2 再利用モニュメント等一覧

- ・ 下記に指定するモニュメント等については、原則、新藤田公園内に現位置での活用又は再設置してください。
- ・ モニュメントは、作者の作品に対する世界観の一つである【集う人たちの関係づくりや地域の人たちの触れ合いなどによる「人が幸せになるツール」としてのアート】という考え方に配慮しながら適切に配置してください。

<p>b-2 モニュメント</p> 	<p>b-7 モニュメント</p> 	<p>b-8 モニュメント</p> 	<p>b-9 モニュメント</p> 
<p>b-10 モニュメント</p> 	<p>b-12 モニュメント</p> 	<p>f-1 歌碑</p> 	<p>g-1 時計</p> 



凡例

- b-2 モニュメント
- b-7 モニュメント
- b-8 モニュメント
- b-9 モニュメント
- b-10 モニュメント
- b-12 モニュメント
- f-1 歌碑
- g-1 時計
- h-1 下水道施設

新藤田公園内に現位置での活用又は再設置

注記

1) 指定したモニュメント等については、原則、新藤田公園内に現位置での活用又は再設置すること。

